

## 滝学園関西地区支部同窓会々則

- 第 1 条 本会は、滝学園関西地区同窓会と称し、会員相互の親睦と繁栄並びに向上を図り、母校発展に貢献する事を目的とする。
- 第 2 条 本会は、滝実業高校、滝実業高等学校、滝高等学校、滝中学校と、之に準ずる者とで組織し、滝学園の職員は名誉会員とする。
- 第 3 条 本会は、下記役員を置く。  
支部長 1名、副支部長 2名、会計 1名、書記 1名、監査 1名、幹事 若干名とする。役員会は幹事以上の構成で開催する。
- 第 4 条 役員の任期は4年として再選を妨げない。
- 第 5 条 支部長は、本会を代表し、会員を総理する。副支部長は支部長を補佐し、支部長の事故あるときはその職務を代行する。幹事は支部長の命を受けて重要な会務を司る。会計は同窓会会計を司る。書記は会議録、その他同窓会に関する一切の記録を司る。監査は会計監査を司る。
- 第 6 条 本会は、必要に応じ会員名簿を会員に配布する。
- 第 7 条 本会は毎年1回（6、7月土又は日曜日）通常総会を開き、必要に応じて臨時総会、役員会を開く。
- 第 8 条 本会の経費、会費及び寄付金で支弁する。  
会費 毎年 1,000円とする。  
但し、必要に応じて、臨時会費を徴収することがある。
- 第 9 条 本会員は、常にその住所及び動静（転居・転勤届）を本会に報告する。
- 第 10 条 本会則以外は役員会の決議による。
- 付 則
1. 学校行事に際しては本会から代表を送る。
  2. 本会員の志望に際しては、連絡あれば応分の意志を表すものとする。
  3. 会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成を得て行うことができる。
  4. 本会の住所は、下記に滝学園関西地区同窓会おく。

株式会社タクト 大阪市中央区釣鐘町1-1-10 ベルズビル3F  
TEL 06-6942-9221 FAX 06-6942-9223